

民間の社会福祉活動

本事業の窓口は、「三田市社会福祉協議会」
☎ 559-5940 FAX 559-5704
他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. 社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

社会福祉協議会（＝社協）は、“だれもが住みなれた地域で安心して、生きがいを持って生活できるまち（第2次地域福祉推進計画☆基本理念）”をめざし、地域住民の皆さんやボランティア、福祉・保健関係者などの参加・協力を得て、また行政と協働しながら地域福祉を推進していく組織（社会福祉法人）です。

次の3つの特色があります。

- ① 住民による組織と協働を基盤としています（協議体）
- ② 当事者・住民と地域全体の問題解決力を高め、社会に働きかけます（運動推進体）
- ③ 生活課題に対応するための事業を先駆的に開発します（事業体）

住民主体の原則に基づいて、会員制度を設け、区・自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ふれあい活動推進協議会、ボランティア団体、高齢者・障害者団体など住民を主体とした団体と、公私の福祉・保健・医療施設・法律専門職などの関係機関・団体の参画を得て、企画・執行機関としての会長以下理事会（14名）、事業運営にかかる重要事項の議決機関としての評議員会（39名）より構成しています。

（法的位置付け）

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、次のように位置付けられています。

市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（主な活動）

（1）地域福祉活動の推進

住民主体による小地域福祉活動の推進にむけ、「つながり」「見守り」「支え合い」の活動を推進しています。

① 活動主体の組織化、運営支援

ふれあい活動推進協議会など、地域福祉活動組織への支援をはじめ、新たな活動の主体化、組織化、活動支援を行っています。

② 小地域つどい・サロン等の推進

身近な公会堂等を活用し住民が取り組む、生きがいや仲間づくり、閉じこもりや社会的孤立予防を目的とした場づくりの支援を行っています。

③ 支え合いによる生活支援活動への支援

住民の暮らしの困りごとを、住民同士の支え合いにより解決を目指す生活支援の取り組み等、身近な生活の場で行われる地域ごとの福祉活動を支援します。

④ 地区別計画策定への支援

地域福祉活動をより広く・計画的に推進できるように、地区ごとの計画づくりに向けた取り組みを支援します。

⑤ 高齢者福祉活動

ア) 高齢者元気アップ事業

花の手入れを通じて高齢者の生きがいづくりを支援する『咲かそう水仙の会』を月2回開催しています。

⑥ 障害者福祉活動

ア) ふれあい卓球大会

市内の障害のある方がスポーツに慣れ親しみ、社会参加のきっかけとなるよう、卓球大会を開催しています。一般の卓球のルールに則ったものと、アイマスクを着用し取り組むサウンド・テーブルテニス (STT) があります。

イ) その他 (団体支援など)

⑦ 母子・父子福祉活動

ひとり親家庭の子ども、保護者を対象に、各家庭の交流を図り同じような環境がゆえの悩みや不安を共有し、また情報交換の中で、新たな気持ちで子育てができるきっかけとなるような場を提供しています。

⑧ 児童青少年福祉活動

ア) 子育てサロン・グループ助成事業

安定した運営のもと、交流・支援の輪が広がることを目的に助成を行います。

イ) 子育て情報誌「ドレミふぁみりー」の発行

地域別に子育てグループや子育てサロンを紹介し、交流しながらの楽しい子育てを支援します。

⑨ 共生社会推進事業

文化やスポーツなど多彩なイベントを通して創る「小さな共生社会」をきっかけに、「支え手」、「受け手」を超えたともに生きる社会づくりに取り組みます。

ア) ともいき三田 (障害者スポーツイベント) の開催

(2) 福祉学習の推進

福祉学習の中で取り組まれる小・中・高等学校の児童・生徒と地域住民との交流や福祉体験、ボランティア体験を通して、福祉の心を育てます。また、その推進役となる福祉学習担当の先生への支援も行います。

(3) 福祉情報

広報・啓発事業

ア) 広報紙の発行

「さんだ社協だより」(毎月1日発行:ポスティングによる全戸配布)にボランティア、福祉情報を掲載し、福祉活動の実態を市民に伝え、福祉意識の高揚を図っています。

イ) ホームページの開設 (URL:<http://www.sanda-shakyo.or.jp>)

インターネットを通じて、三田市の福祉情報を提供し、様々な人と情報交換を行っています。Facebook、LINE も開設しています (<https://www.facebook.com/三田市社会福祉協会-2029981933955432/>) (<https://page.line.me/130sdwpz?openQrModal=true>)。

ウ) 調査・研究

社会福祉に関する図書資料を収集・整理し、市民福祉関係者に提供するとともに、地域の福祉状況、ニーズを調査し、福祉サービスの改善や立案、地域の保健福祉活動の推進を目指しています。

エ) 三田市社会福祉大会の開催

オ) 出張ふくし教室の開催

市内在住、在勤の方を対象に、社協職員が講師となり教室を開催しています。テーマは「介護」「ボランティア」「健康」など多岐にわたります。

(4) 総合相談・支援

①三田市地域包括支援センター・ウッディ地域包括支援センター (市委託)

高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活ができるように、相談員、看護師・保健師、主任介護支援専門員等が関係機関・地域の方々と連携しながら支援します。

また、介護予防の推進拠点として、介護予防プラン作成に加え、できる限り要介護状態とならないよう、介護予防推進にかかる啓発活動や訪問相談も実施しています。

- 総合相談支援事業 (総合相談、支援や他の必要なサービスの調整)
- 権利擁護事業 (成年後見制度、高齢者虐待防止など権利擁護のための相談)
- 介護予防事業 (介護予防ケアマネジメントの実施、フレイル予防教室等の開催)
- 地域ケアシステムづくり (地域の医療・福祉等の専門職、福祉活動者、地域住民等との連携・協力体制により地域での暮らしをサポート)

②障害者生活支援センター (市委託)

障害のある人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていくための総合相談を実施しています。

- 福祉サービスの利用援助
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めていくための支援
- ピアカウンセリング (当事者相談)
- 専門機関の紹介 (連携) など

③三田市権利擁護・成年後見支援センター (市委託)

総合的な相談・支援の窓口として、地域で暮らしていくうえで、生きづらさを抱える人の権利を護る支援を行います。

- 権利擁護に関する専門相談 (法律職・福祉職による相談 第1、3木曜日予約制)
- 日常生活自立支援事業: 判断能力に不安のある人 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等) に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。
- 成年後見制度の利用支援
- 医療・保健・福祉・法律などの関係機関とのネットワークづくり
- 市民への権利擁護に関する研修や啓発

○実現したい生活に向けての自立相談支援（生活困窮者自立支援法に基づく）

○権利擁護実務者会議：相談のプラットフォームとして、現に抱える支援困難ケースについて、様々な支援機関・人（医療、司法、保健、福祉、行政、その他あらゆる分野）が実際に解決に向けての相談、協議し、協働・実践、推進するための会議を開催します。

④生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの設置）（市委託）

地域の支え合い体制づくりの推進役として生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様な生活支援・介護予防の取り組みの充実を図ります。

○地域資源・ニーズの把握に係る業務

○地域資源の開発に係る業務

○ネットワーク構築に係る業務

○上記の実施等により、把握したニーズの取り組み等のマッチング

(5) ボランティア活動（ボランティア活動センター）

誰もが住みやすい福祉社会をめざして、ボランティアを必要とする人、ボランティア活動を希望される人々の窓口や活動拠点として、相談・養成・支援や連絡調整等を行っています。

① ボランティアコーディネート（ボランティアを必要とする人や施設・団体へボランティアを紹介したり、ボランティア活動を希望する人に活動先を紹介します。）

② 相談・情報提供や、情報ボードの設置を通して、ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、活動についての相談を受け付けています。

③ 各種講座・研修会や交流会を開催し、ボランティアの啓発と養成を行っています。

④ 小・中・高等学校の児童・生徒に、福祉活動への取り組みのために支援・協力を行っています。

⑤ ボランティア災害共済（活動中の事故に備えて、共済の加入を受け付けています。）

⑥ アイマスク・車いす・高齢者疑似体験グッズ等体験器材の貸出しをしています。

⑦ 災害時に災害ボランティアセンター立ち上げなどの迅速で適正な取り組みを行うため、災害時対応の手引きの作成や災害シミュレーションを実施しています。

⑧ 企業の社会貢献のサポート（研修講座、活動紹介等）を行っています。

(6) その他の事業

① 身体障害者デイサービスセンター（市委託）

就労、外出等の機会が得難い在宅の身体障害者に対して、レクリエーション、創作的活動や運動機能維持活動、日常生活能力の開発、食事、入浴などのサービスを提供します。

② 障害者の社会参加を支援するため、次の事業を行っています。

○声の広報発行事業（市委託）

③ 三田市高齢者住宅等安心確保事業（市委託）

三田市西山にある市営高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に入居されている高齢者を対象に、生活相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する生活援助員を派遣します。

④ 認知症初期集中支援事業（市委託）

認知症の早期診断・早期対応に向けて、医療や福祉の専門チームで支援計画を作成し、集中的支援を行います。

⑤ もの忘れ相談事業（市委託）

認知症の人（不安がある人、認知症のおそれがある人）または、その家族を対象に気軽な相談窓口を設置しています。認知症専門相談医（認知症疾患医療センター指定兵庫中央病院医師）による相談を毎月2回開催しています。

⑥ 介護予防普及啓発事業（市委託）

介護予防に関する知識の普及、家庭での介護技術の習得等を通じて、認知症、高齢期のうつ等について理解を深める講座や研修会を開催しています。

⑦ 地域介護予防活動支援事業（市委託）

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。

⑧ 養育支援訪問事業（市委託）

出産後間もない時期や、家庭の事情などで育児や家事が困難となっている家庭に対して「さんだっ子幸せ・夢サポーター」を派遣し、家事援助や育児支援、相談などの支援を行います。

⑨ こんにちは赤ちゃん事業（市委託）

概ね生後4か月までの乳児のいる家庭を赤ちゃんサポーターが訪問し、子育ての不安などを聞きながら、必要に応じて適切な関係機関へとつなぐ役割を担います。

(7) ファミリーサポートセンター事業（さんだファミリーサポートセンター）（市委託）

「子育ての応援をしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が依頼・協力・両方のいずれかの会員に登録し、お互いに助け合いながら、地域の中で育児の相互援助活動を行う会員制の組織です。

(8) シニア・ユースひろば事業（市委託）

子育て中の親子から、小・中・高校生、シニア・高齢者まで多世代が気軽に集い、誰もが気持ちよく自由に利用できる心地よい居場所として、またふだん話すことの少ない異世代が、自然に話し、交流できるきっかけづくりを行い、多世代交流のよさが実感できる事業展開を行っています。

(9) 介護保険事業所としてのサービスの提供

- ① 居宅介護支援サービス
- ② 訪問看護サービス
- ③ 訪問介護サービス
- ④ 通所介護サービス

(10) 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

に基づく事業所としての障害福祉サービス

- ① 居宅介護支援
- ② 通院介助支援
- ③ 重度訪問支援
- ④ 行動援護支援

- ⑤ 同行援護支援
- ⑥ 移動支援

(11) その他の活動

- ① 災害見舞事業
- ② 生活福祉資金貸付事業
- ③ 低所得者支援事業
- ④ 福祉用具貸出事業（車いす、ポータブルトイレ）
- ⑤ 福祉団体等活動助成事業
- ⑥ 独自ホームヘルプサービス事業

(12) 三田市善意銀行

三田市善意銀行では、社会のために役立てたいという人から寄せられた善意の金品をお預かりし、地域福祉活動やボランティア活動をはじめ様々な福祉の分野で役立てるものです。

(13) 兵庫県共同募金会三田市共同募金委員会

共同募金運動

「国民たすけあいの精神」をもとに昭和 22 年より始まった共同募金は、赤い羽根をシンボルに全国一斉に運動を展開し、その募金は三田市社会福祉協議会が行う地域福祉事業や歳末たすけあい事業、県内の福祉施設の設備費、災害発生時支援等に使われています。

(14) 収益事業

総合福祉保健センター喫茶室「ポポロ」の運営を行い、その収益を地域福祉の推進に活用しています。